

第2 「法人税の重加算税の取扱いについて」関係

平成12年7月3日付課法2-8ほか3課共同「法人税の重加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 重加算税の計算 (重加算税を課す留保金額の計算等)</p> <p>4 特定同族会社が重加対象所得から留保した部分の金額（以下「留保金額」という。）に対して課される法人税法第67条第1項の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の対象となる留保金額は、更正等の後の留保金額から重加算税を課さない部分の留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の留保金額の計算については、その計算上控除すべき、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第43条第1項の規定による読み替え後の法人税法第67条第3項の法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1) 法人税額 その不正事実以外の事実に基づく所得金額について計算した金額</p> <p>(2) 地方法人税額及び防衛特別法人税額 その不正事実以外の事実に基づく所得金額を基礎として計算した金額</p> <p>(3) 道府県民税及び市町村民税の額 その不正事実以外の事実に基づく所得金額を基礎として計算した金額</p>	<p>第3 重加算税の計算 (重加算税を課す留保金額の計算等)</p> <p>4 特定同族会社が重加対象所得から留保した部分の金額（以下「留保金額」という。）に対して課される法人税法第67条第1項の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の対象となる留保金額は、更正等の後の留保金額から重加算税を課さない部分の留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の留保金額の計算については、その計算上控除すべき同条第3項の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1) 法人税額 その不正事実以外の事実に基づく所得金額について計算した金額</p> <p>(2) 地方法人税額 その不正事実以外の事実に基づく所得金額を基礎として計算した金額</p> <p>(3) 道府県民税及び市町村民税の額 その不正事実以外の事実に基づく所得金額を基礎として計算した金額</p>